

初めての一人暮らしで気を付けてほしい、若者に多い消費者トラブル

問い合わせ 市民課生活人権室 ☎53・3363 記事ID 0075177



昨年4月から成年年齢が引き下げられ、18・19歳の人も成人として契約ができるようになりました。これに伴い、未成年者取消（未成年者が親の同意を得ずに契約をした場合には、その契約を取り消すことができる）ができなくなりました。
進学、就職により初めての一人暮らしでは、経験したことのないさまざまな契約を自分ですることになり、中には複雑な契約や高額な契約もあります。ここでは、気を付けてほしいトラブルの事例を紹介します。

もしも話

SNSの広告「稼げる方法教えます」「簡単にもちがる」は安易に信用せず、また「消費者金融からお金を借りても、もちがるからすぐに返済できます」という言葉をつのみにするのは、やめましょう。

サブリや脱毛クリムの定期購入

「動画アプリの広告を見て、脱毛クリムを1本980円で購入したが、2回目から1本6千円で6カ月間継続して購入しなければならず、解約したい」というトラブル。

高額なエステティックサービス契約

ネットで痩身エステ「お試し0円」の広告を見て、無料体験に出かけた。サービスを受けている最中に、別のプランの勧誘を受け、高額な契約をしてしまった。

賃貸借アパートのトラブル

契約書類の記載内容や賃貸アパートの現状を確認し、入居中にトラブルが起きたら、すぐに貸主側に相談しましょう。退去時は精算内容を確認し、納得できない点は貸主側に確認しましょう。



一人で悩まず、まずは相談！ 困ったときは、消費者ホットライン「いやや」（局番なしの188）までお電話ください。

『おかしいなあ・・・』と思ったら、迷わずご相談ください
村上市消費生活センター ☎53-2111 (内線2233・2234) FAX53-2541
※専門の相談員がいます
荒川支所地域振興課 ☎62-3103 朝日支所地域振興課 ☎72-6885
神林支所地域振興課 ☎66-6112 山北支所地域振興課 ☎77-3112

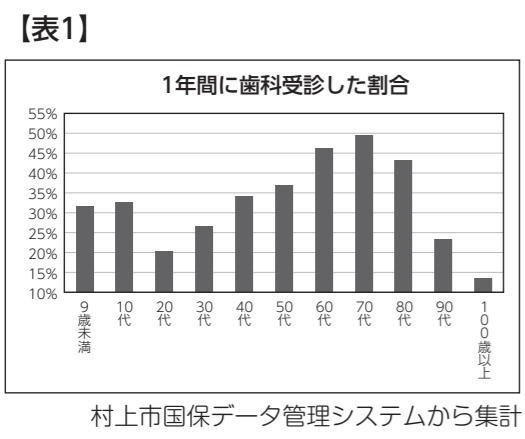
歯の健康シリーズ① 定期的な歯科受診を受けましょう

問い合わせ 保健医療課健康支援室 ☎53・3364 記事ID 0042187

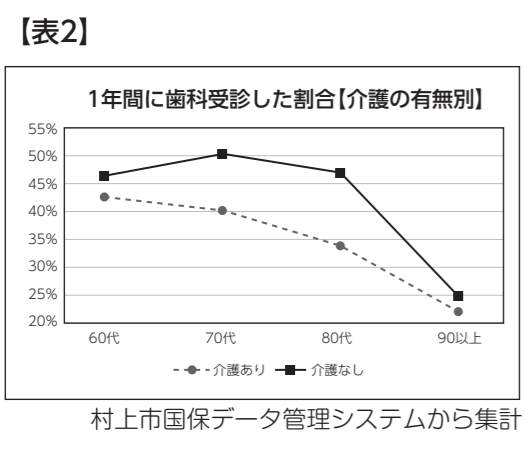
歯科受診では「治療」だけでなく、歯・口腔の健康を守るための「予防」もを行います。近年、口腔の疾患であるむし歯や歯周病が、生活習慣病や要介護の原因と関連があることが報告されています。歯・口腔の健康を守り、健康寿命の延伸のために定期的な歯科受診が大切です。

■歯科受診の傾向

村上市国民健康保険と後期高齢者医療保険加入者で、令和3年度に1回以上歯科受診をした人の割合は42.4%でした。年齢別では、20代から少



し割合が高くなり、70代をピークに減少します。【表1】
歯科受診の割合は、介護認定を受けている人に比べ受けていない人の受診率が高く、70～80代でその傾向が高くなっています。【表2】
元気に高齢期を過ごすためにも歯・口腔の健康が大切です。認知症や転倒のリスクの軽減、介護が必要な状態になったからの誤嚥性肺炎の減少や日常生活動作の改善のためにも、定期的な歯科受診をしましょう。



在宅歯科医療連携室からのお知らせ



在宅歯科医療連携室は、介護が必要で歯科医院への通院が困難な高齢者などを対象に以下の事業を実施しています。

- ①訪問歯科診療
歯科医師がご自宅や施設に伺い、歯科治療や口腔ケアを行います。(相談や受け付けは無料ですが、医師による訪問診療は有料となります)
- ②歯やお口、入れ歯に関する健康相談
「よく噛めない」「食欲がない」「口臭が気になる」などでお困りの場合、在宅歯科医療連携室の職員が対応します。相談料は無料となります。
- ③無料訪問歯科健診
口腔に関する自覚症状はないが、歯科健診を希望する場合に、歯科医師がご自宅や施設にお伺いします。また、実施条件がありますので、お問い合わせください。
- ④介護施設職員向け口腔ケア実地研修
介護施設などに歯科医師・歯科衛生士が訪問し、無料で口腔ケアの研修を行います。

問い合わせ先
〒958-0854 村上市田端町1番25号タバタビル1階C号
村上市岩船郡在宅歯科医療連携室
(☎・FAX)62-7747
月・水・金曜日 午前9時～午後2時

